

平成24年12月10日

お客様各位

兵庫信用金庫

中小企業金融円滑化法期限到来後の対応について

平成25年3月31日に中小企業金融円滑化法の期限が到来します。

当金庫では、地域金融機関として、中小企業金融円滑化法の施行以前より、中小企業・個人事業者・個人のお客様を対象に金融の円滑化に取り組んでまいりました。

同法の期限は、平成25年3月31日に到来いたしますが、その精神は恒久的なものであり、当金庫では、同法の期限到来後も従来と変わることなく、コンサルティング機能を十分に発揮し、それぞれのお客様が抱える問題・課題を十分に把握・検証した上で、最適な解決策を提案し、実行支援するように努めて参ります。

これまで同様、兵庫信用金庫の本支店窓口にお気軽にご相談ください。

以上